

ITF クラス分けルールに基づく再認定(新規も含む)申請書の準備について

平素は弊会へのご理解ご協力ありがとうございます。

2019年よりITFから発表されている通り、現在ITF（国際テニス連盟）では車いすテニスに関わる資格認定について、IPC（国際パラリンピック委員会）に準じた基準を満たしていることについて、より客観的に示していくことを目的として、これまでIPIN登録をしていた全選手（Quad認定を受けた人を除く）について、クラス分け審査を受検することを求めています。

本件の詳細については以下URLに示されている通りですが、本対応を移行期間が2022年12月31日までとし、それまでにITFによるクラス分けで認定された状態（ステータスC: Confirmed）にない選手については、2023年1月1日以降は、ITF大会への出場ができなくなります。

(概要) <https://www.itftennis.com/en/about-us/governance/rules-and-regulations/?type=classification>

本対応について選手の皆さまが求められる具体的なアクションは以下の通りです。

1. 上記URL内の申請書（Medical Registration Form、以下「MRF」）を完成させる（完成には医師の診断・署名と日本テニス協会の署名が必要です）。

<Medical Registration Formは以下URLからもダウンロードできます>

<https://www.itftennis.com/media/5161/medical-registration-form-for-editable-pdf.doc>

申請書の作成に際しては、個別に英文の診断書を作成していただき、必要に応じてX線やMRI等の客観的エビデンスを添付してください。診断書作成等に関わる経費は自己負担です。

※注意※

皆様それぞれの障がい状況が異なるため、弊会としては「客観的エビデンスとしては〇〇をご準備ください」等、一概には具体的なご案内することができず、困惑されるかもしれません。平たく申し上げると、【皆様お一人一人の障がい状況に則した「車いすテニスに関わる資格がある」とITFが認定できるだけの客観的エビデンス】が必要となり、ドクターとご相談の上、申請書(MRF)内に記載するだけではお伝えしきれない障がい状況について、ドクター作成の診断書内にて詳細のご説明をいただいたり、検査データを添えていただいたり等、各自の身体状況に応じてご準備いただく、ということになります。また提出先がITFのため、すべて英語表記でのご対応が必要です。

また、一旦ITFへのご提出後も、ITFより追加の信憑データを求められる可能性もございます。ご不明点等がございましたら以下まで個別にご相談いただければと存じます。

JWTA 国際部（宮内） miyauchi@jwta.jp

2. 作成いただいた申請書(客観的エビデンスとなる添付データを含む)は、一度JWTAで確認させていただき、選手の皆さまの責任においてITFへご提出いただく。(電子メールで大丈夫です。具体的な方法等はJWTAでサポートさせていただきます。)

3. ITF の受理後、クラス分け認定会へ参加し、ITF 認定員による審査を受検。認定会の開催については上記 URL 内の Player Evaluation & Events にてアップデートされます。

※注意※

本年度は、下記国内 ITF 大会 3 会場にて ITF クラス分け認定会の国内開催できるよう準備を進めております。詳細につきましては、別途ご連絡いたします。

なお、今後の感染拡大状況により開催不可となる可能性もございますこと、あらかじめご了承ください。

- ①SENDAI OPEN 2022 2022/8/4(木)～7(日) 認定会予定日：2022/8/3(水)
<https://www.sendai-open.com/>
- ②KANAGAWA OPEN 2022 2022/8/18(木)～21(日) 認定会予定日：2022/8/17(水)
<http://www.kngwta.com/>
- ③OSAKA OPEN 2022 2022/9/22(木)～25(日) 認定会予定日：2022/9/21(水)
<http://www.owta.jp/osakaopen/>

なお、コロナ禍を考慮した移行期間延長等につきましては、ITF から何ら公表はされておらず、現時点では上記 2022 年 12 月 31 日が必須期限となっております。クラス分け認定に係る基本的な Q&A は以下よりご確認ください。

<https://www.itftennis.com/media/3471/150520-qa-classification-rules-summary-of-changes.pdf>

申請書 (Medical Registration Form) ならびに必要なに応じてご準備される X 線や MRI 等の客観的エビデンスにつきましては、ITF 受理より実際にクラス分け審査を受検するまでの期間に特に規定はなく、身体の状態に変化のない限り、期限なくご適用いただけます。(身体状態が変わった場合は再度取得を求められる場合あり)

そのため、上記記載の国内開催予定の認定会での受検有無が未確定である場合でも、計画的な受診等へのご対応をお勧めいたします。

本件に関してご質問やご不明点等がございましたら、ご遠慮なくご連絡ください。
どうぞよろしく願いいたします。

以上

扱い・問い合わせ先：JWTA 国際部 (宮内) miyauchi@jwta.jp